

社会臨床の視界

(6)

臨床の知の「植民地化」について

—どんな言葉と文脈で対人援助を考えるか—

中村 正 (立命館大学)

点と線

自由な思索・興味関心、社会のなかの臨床そして大学の仕事に日常は流れていくが、それぞれは個別に点のように散在している。大学が夏休みなので、点と点を結ぶ日頃とは異なる線が浮かび上がる。村上春樹の『海辺のカフカ』、最近観たオーストラリア映画『サムソンとデリラ』、アボリジニの自殺問題や親子強制分離政策を扱った研究、8月に開催された国際犯罪学会での閃き等をつなぐ線が浮かびあがる。いつも思案していることだから関連するのは当然なのだが、今回はそのことから得た事項について書いておきたいと思う。

『海辺のカフカ』の一節である。「すべての文明は柵で仕切られた不自由さの産物なんだ。もっともオーストラリア大陸のアボリジニだけはべつだ。彼らは柵を持たない文明を17世紀まで維持していた。彼らは根っからの自由人だった。彼らの人生は文字どおり歩きまわることだった。歩きまわるとは彼らが生きることの深いメタファーだった。イギリス人がやってきて家畜を入れるための柵をつくったとき、彼らはそれが何を意味するのかをさっぱり理解できなかった。そしてその原理を理解できないまま、反社会的で危険な存在として荒野に追

い払われた。・・・結局のところこの世界では、高くて丈夫な柵をつくる人間が有効に生き残るんだ。それを否定すれば君は荒野に追われることになる。」と主人公のカフカ少年が諭される(新潮文庫、下巻、191-192頁)。この小説は、境界、暴力、癒しと救い、複数の物語、家族、母性と少年・男性性、不安、光と影、現実と虚構、想像力と責任等のモチーフに溢れていて、このマガジン連載の話題としてもってこいなのだが、それはまた別のこととして、ここで引用した柵は社会臨床を考えるメタファーとしていろんな思考を深めてくれる。しかしより正確に言えば、アボリジニが荒野へと追われたのは事の半面で、その後、ここで紹介するように「盗まれた世代」として排除されつつ、新しい「管理・統制」へと包摂され、最終的にはジェノサイドとして血を絶やすことが企てられていた。「反社会的な存在」に仕立て上げられた後に、福祉と教育をとおした白豪主義オーストラリアを建設するための同化の対象にされたのだ。この意味では、文明こそが野蛮をつくりだし、それを養分にして主流社会の白人は「有効に生き残ってきた」といえるが、オーストラリアの現在と未来にとってそのことの傷は深く、多文化を標榜する国のアキレス腱となり、社会の統合と包摂についての社会的試

練となっている。

表現は異なるが連載第 1 回目の末尾に同様のことを記した。2003 年から 2004 年にかけてシドニー大学で在外研究をしていたときのことである。生きづらさとして現れ、精神衛生上の問題や逸脱行動問題として類型化され、時にはそれが犯罪となり、そのことで負の烙印を押され、場合によっては自殺に至ることにもなる問題群を社会臨床はどう視野に収めることができるのか、その主要なテーマはアボリジニ問題に表象されていると考えたからである。ナラティブアプローチ、修復的司法、治療共同体、男性性ジェンダー研究、加害者臨床論、臨床社会学実践等のテーマが同心円的に重なる主題のひとつとしてみえてきた。

そして連載第 5 回目となる前回は影の話をした。影とは、社会病理であり、社会的に排除してきた事項が示唆する現代社会の陰画の像として社会臨床の視界には映る。もちろんそうした社会病理現象は解決されるべきだが、臨床の知は単なる問題解決型の知ではない。生じた問題を解決することだけでは事後的すぎると思うからである。結果として生じた問題の解決だけではなく、その問題が生成する初発の事態にまで遡及して「問い」を発し、問題の定義それ自体を再構成することが乗り越えには重要となる。それは基本的な認識や考え方のことでもある。こうした過程を劈開することに社会臨床は焦点を定める。

アボリジニの自殺をはじめとした「精神衛生上の臨床的課題」が多いことをどう考えるべきなのか、その背景にある親子強制分離に示されるような同化政策との関係、そもそも修復と回復が成り立つ和解はどうあるべきなのか等の問いが浮かび上がる。

カフカ少年を取りまくその柵とは、一体、何であるのか、それはどのようにして取り去ることができるのか、除去した後に残る傷はないのか、とカフカ少年とともに少し詳しく考えてみたい。

自殺が多いこと

端的な研究書がある。オーストラリアのアボリジニ問題の研究者であるコリン・タツズ Colin Tatz の著書、“Aboriginal Suicide is Different—A Portrait of Life and Self-Destruction” (Aboriginal Studies Press, 2010) である (『アボリジニの自殺は異なる—生活と自己破壊の描写』)。「自殺は自殺だが、アボリジニの自殺はまた異なるものだ」という。貧困と失業、低い自己評価、モラルの低さ、倦怠、薬物とアルコール依存等はアボリジニかどうかを問わずに自殺問題の背景にある。しかしそれにも増してアボリジニの自殺は多い。ニュージーランドのマオリ族、オーストラリア北東部とニューギニア島の間にある海峡のトレス諸島住民、カナダの先住民 (ファーストネーション)、アメリカのネイティブアメリカン等にも共通することである。背景には、トラウマとしての歴史と社会に由来する「否認された歴史」「尊厳の剥奪」「民族のトラウマ」がある。

第 1 号でも紹介したようにアボリジニの現状は厳しい。この研究書はリプリント版で、オリジナルは 2000 年刊行なのでデータは古いが、たとえば、1 年以内の乳児死亡率 1995 年の全国統計では、千人あたり指数 8 に対してアボリジニは 23 であった。これでも 1960 年代の指数は 100-150 だった。北部準州で、アボリジニの平均寿命は 53 歳、西オーストラリア州では 58 歳。白人男性よ

り 25-28 年短いという。ある部族では 40 歳というのものもある。男性は 42 歳から、女性は 53 歳からナーシングホーム、コミュニティケアセンターでサービスが開始される。失業率も高く、1996 年で 22.7%、全国では 8.1%である。収入も白人の半分程度だ。そして逮捕率も高い。さらに、刑務所や拘置所での若い男性の自殺が問題となっている。これを death in custody という。

公共政策としてのアボリジニ政策は、しかし混迷と曖昧さのなかにあるという。たとえば、二つに分かれたオーストラリアを認めることになるアボリジニとの、とくに土地問題をめぐる協約に保守党は合意しない。つまり償わないということである。あくまでも国内問題で、オーストラリアはひとつだという。とはいえ、国際社会の先住民年や民族の未来を自ら決めることへの動きも加速し、変化はすすむ。「謝罪と和解」が政権の課題として常に話題になってきた。

しかし、なお改善の進まない現実にはフラストレーションはつもの。彼は、「希望、調和、和解という言い方はアボリジニの側から発せられた言葉ではない」と厳しい。それでも 1990 年代以降、こうした言い方は主流社会の言葉となっていく。そして謝罪の対象となる親子強制分離政策の調査が進む。この政策を分析するに際して「新しい暴力の概念」を提案する。自殺に追い込む社会の側の、緩慢な、無策であるが故の、精神保健の言葉で定義していくことの、そして犯罪が多く、収監された刑務所や拘置所で自殺することの無念さを表現するための自殺として、アボリジニの生活にそくした理論化を試みようとする。

臨床の知の植民地化

この見地は、臨床や支援を考える上でも刺激的な問題提起だと思う。たとえば、自殺の予防という言い方が示す傲慢さについて指摘している。その言葉は、原因が単一で、医療モデルとして介入すれば防止できるという安直さをもっている。精神保健の言葉が隆盛し、原因が精神障害に帰属されていく。これを彼は「自殺研究の偏向」という。その偏向の最たるものに自殺をはじめとした社会問題現象を把握する際の生物学的決定論がある。たとえば乳児死亡率の高さを根拠にしてアボリジニの母親の養育力については心理-生物学的な弱点があるといい、それを動物学者に説明させてきた。信じられないが、北部準州の 1970 年代の言説である。同じようなことはスポーツ分野でもある。アボリジニのアスリートの能力は遺伝子的に高いのだという。アボリジニをめぐる言説それ自体に偏りがある。優生思想にもとづいた諸政策が行われていたことの証左である。

彼自身は、謙虚に、「自殺の軽減もしくは緩和」といい、多様な自殺の類型を確認する。アボリジニの生活のなかに自殺の背景を探り、自殺と類似の行動、緩慢な自殺、解放としての自殺等の類型を析出する。また、高リスク行動と攻撃性と暴力の関連、15 歳から 24 歳の若年の定義 (WHO) とは異なる生活世界があることも指摘する。8 歳から 12 歳-14 歳を区分とした「子ども自殺」を研究すべきことを提案する。アボリジニ社会に特有のライフスタイル、ライフコースや暮らし方の差異を考慮すべきだからだ。

こうしたことは対人援助的な課題を探る際の「臨床の知の植民地化」の指摘だと私は考える。これは日本でもよくあることだ。

なんと言っても、臨床の知にはカタカナ言葉が多いし、臨床技法についての輸入物も目立つ。わが身を振り返ることになる指摘だ。さらに、精神保健という言い方でアプローチする臨床は、アボリジニらしさを固定してしまうと彼はいう。アボリジニ社会には、精神の不健康さが顕著で、薬物の使用や子ども虐待やホームレスが多く、失業率も高い。感情生活面も抑うつ的で、不安が高いという説明をすればするほど、現代社会では、社会福祉、精神保健、教育問題というくくりをとおして問題解決型の知が作動し、そうしたわかりやすい枠組みへと回収されていく。ステロタイプな像が強化されていき、アボリジニからすれば「敵意と離反」の結果となり、さらに不適応が増すという悪循環に陥る。

誰の言葉なのか

同じことは「善意の言葉」にも散見されるという。たとえば弱者を励ます意味で「エンパワメント」という言葉をよく使う。同じように、発展と開発、支援、ガイダンス、教育、エンカレッジ、焦点化、ケースカンファレンス等も多用されている。しかしこれは時として官僚的に不明確な言葉となり、主流社会からみた言葉として機能し、アボリジニをクライアントにしてしまう。そして何よりもアボリジニの語彙にはない言葉群である。こうなると、これらの言葉で理解してきたことを再考しなければならない。精神保健や精神衛生の課題としてのみ自殺を定義しないための基本的な問いが必要なのだ。

こうして、「アボリジニの自殺は異なるのだ」という結論にいたる。コミュニティが自殺を多く体験していることも影響し、連

鎖自殺的な様相も呈する。ある種の感情の共同体を成している。密度の濃いコミュニティに暮らしているなかで、葬式を数多く体験することの特異さをどう想像しうるのか。以前のアボリジニ社会に自殺は少なかったもので、喪の作業をはじめとして直面する事態がすべて新しい。そこで政府も本格的な位置づけをする。

こうした指摘を受けて公的な機関も動き出した。オーストラリア心理学会も自殺研究に関してはその偏向に注意を促し、アボリジニの生活についての配慮を求めている。さらに、The Royal Commission into Aboriginal Death in Custody (収監中のアボリジニの死亡に関する国家委員会)の報告書が重要な役割を果たした。アルコールや薬物依存と精神衛生の問題を把握し、「盗まれた世代」問題が背景にあることを指摘した。文化的な混乱、個人的なトラウマ、現在の不利益の持続、人種的民族的差別、疎外と排除の総体が関与しているのがアボリジニの自殺問題だと報告した。刑事司法のもとの自殺問題 death in custody もさらに深刻になっていると認めた。

さらに、飲酒の習慣の蔓延と依存症化、自動車の普及（日本の自動車産業の関わりは深い）とハイリスクな行動と事故の関連も指摘した。部族の生活地から離れて都市に近いところで学校、病院、福祉等のサービスを受けるタウンキャンプでの集合的生活のもつ課題、そして失業している若い男性のリスクが顕著だとした。飲酒一般ではなく、困難な社会的環境のなかで親世代の飲酒と依存が子育てに影響して次の世代への影響を与えるという連関のなかに飲酒問題があると位置づけた。

タッツの研究では、心理的—社会的問題

も指摘している。フラストレーション、疎外と失意のコミュニティ次元の感覚や剥奪されたコミュニティへのスティグマの内面化のことである。だから、自殺を緩和させていくために、まずは「価値と尊厳が剥奪されているのだという認識」が確立されるべきである。後で紹介する盗まれた世代問題をとおして、自殺を精神衛生上の課題として医療化することへの批判が続く。生きることの意味の欠如が慢性的にあること、スポーツやアート以外の承認された役割モデルやメンターが機能しにくいこと、家族の統合が弱まっていること、意味あるサポートネットワークがコミュニティに少ないこと、DV、性的な虐待、薬物とアルコール依存症の比率が高いこと、敵意と嫉妬の感情がコミュニティにあること、自殺が多く悲しみが蔓延していること、社会的経済的な排除や疎外につながる識字問題が深刻なことが整序されていく。

提案をする

タツズは自殺を軽減し、緩和させるための対案を提示している。たとえば、具体的に自立を可能にするアボリジニの組織の活性化のことが紹介されている。非営利も含めたビジネスモデルの提案である。自らの未来を決めていくための、メディア、企業、学校、メンタルヘルスを運営するための法人組織である。

また、確かに、アボリジニ社会にも虐待、DV、大麻、アルコール等の問題は無視できない。そこで「コミュニティジャスティス」が提案される。オーストラリアの主流社会の法の仕組みをアボリジニに適用するのではなく、州や連邦が慣習法をいかに認知するのが重要だと解かれる。「再生と回

復のためのコミュニティジャスティス」である。具体的には、非行や犯罪の社会的背景を考慮し、罰だけではない刑事司法制度の改革である。被告となった場合の支援をおこなう司法連携（コートリエゾン）の活動、拘留施設訪問や友愛活動も重視されるべきだ。しかも、そうしたことをアボリジニ自身が運営することを提案している。

さらに、非行と犯罪対策のための「治療共同体」の形成と運営が紹介されている（therapeutic communityが原語であるが、これを「治療的」と訳すると医療モデル的になってしまうし、「共同体」には負のイメージも日本のなかでは強い。良い訳はないのが、流通しており、対案がないのでこのまま使う）。これは「リハビリテーション（更生）のためのコミュニティ」づくりである。6ヶ月の入所の後、メンターが配置された出身地域に帰すプログラムもある。特に、20歳代までの若者向けには効果があるという。共同生活空間の場をとおしてセラピー的に機能させる必要は、問題行動の背後に性的に虐待された経験のある若者が多いからだ。この「コミュニティジャスティス」は支援的であり、処罰的ではない。刑事司法の改革が前提で、有罪判決後もあれば、裁判前にセレクトされていく場合もある。

また、自殺未遂の若者、遺族、リスクの高い若者向けの「描画的アプローチ」もある。ドットを重ねていくアボリジニアートの伝統的描画法で苦しみを表現する。自殺念慮的な観念形成を客観化させる治療的関与である。これは自殺防止教育の一環として作用する。そこで描かれた一枚の絵が紹介されている。「A paint-your-feelings（感情を絵で表現する）」というユースサービスプログラムになっているという。

また、スポーツも重視されるべきとされる。帰属感、凝集性や一体感、忠誠心の涵養を養うことができる。アボリジニがスポーツで活躍する姿を描いた展覧会に刑務所から一日参観するという取り組みの効果があった。さらにスポーツ関連の取り組みは、自ら参加の機会が多い。たとえば、レフェリーになる、ファンクラブにかかわり運営する、ニュースレターをつくる、商売をする等である。

対人関係では、コミュニティでの「導師」をつくることが提案されている。尊敬、指導などの役割を学ぶ。

タツズの書物の最終章では、自殺問題への10の提案がされている。①自殺をめぐるアノニマス=AAをつくること、②若者に受け入れられるクールなアプローチ（クールな若者のモデル創出、選択肢の提示など）、③ライフスキル教育などのゴールの明確なプログラムの導入、④ペアレンティングと葛藤解決スキルの伝授、⑤自殺が連鎖するので喪の心理療法の実施、⑥盗まれた世代の苦悩への焦点化、⑦学校のプログラムを地域で実施、⑧スポーツの活用、⑨サポート的な新しい警察活動の創出（ユースワーカーとしてのコミュニティポリス）、⑩地域のなかの識字教育である。オーストラリア政府は2006年-2011年にかけて「精神衛生国民行動計画」をたてている。コミュニティを基礎にした自殺予防政策がメインである。もちろん対処療法も重視されるべきだが、自殺問題の核心にある「尊厳の回復」は、今日の和解reconciliationという主題につながり、後に紹介する長い取り組みとなる。いったい野蛮はどちらの側だったのかという「問いの反転」へと至る。その前に、自殺問題に直結する強制的親子分離政

策をみてる。

さらにもう一つの課題

そうしたことについて、ではジェンダーというフィルターをとおしてみるとどうなるのかということも無視できない。アボリジニ社会の慣習や文化を尊重し、その自己決定や自立に委ね、コミュニティの価値を大切にすることは、主流となっている白人文化との関係では対抗的で分かりやすい。文化相対主義としても聞こえはいい。しかし、伝統、慣習、コミュニティはそんなに価値あるものとして信頼していいのかと問うことのできる立ち位置には、女性や子どもの視点がある。たとえばアボリジニのコミュニティにおいてもDV、虐待、性暴力がある。刑務所にいるアボリジニは白人よりも比率が多いとして過剰な逮捕を批判するが、その大半は傷害であり、それはDVに他ならない。また、1989-1998年の全国データによると、女性が殺害された事案の58%は親密な関係性で発生している。しかしアボリジニでみると親密な関係性で女性が殺害されたのは74%にもなる。白人が54.2%、アジア系が16.3%に比べると多い。

また、アボリジニ社会の婚姻文化も女性や子どもには抑圧的に作用している。「約束promise」という制度がある。あらかじめ結婚する人が決められる。2003年に50歳の男性と15歳の少女の「約束」が問題だとして訴えられたことがある。こうした婚姻慣習は普遍的な価値からすると子ども権利の侵害となるが、その時も、この慣習の廃止を誰も主張しなかった。こうしたことを記したJoan Kimmの“A Fatal Conjunction—Two Laws Two Culture” (Federation Press,

2004、『破滅的な結びつき：二つの法律・二つの文化』はアボリジニ社会と文化をジェンダーと暴力の視点から総点検している。女性や子どもの個人に焦点を置いた権利と、集団に焦点を置いた先住民の権利の両立という難題がここにある。だから、単純なコミュニティ主義にも依拠できない。新しいコミュニティをつくるしかない。

「盗まれた世代」問題

その時は、シドニー大学の「ソーシャルワークと公共政策 (Social Work and Public Policy)」という大きなカレッジ (学群) のなかにある教育学部 (Faculty of Education) にいた。暴力・虐待をめぐる社会臨床への関心は、家庭内暴力研究だけに限らず広い意味での社会のなかの暴力性の研究につながっていたからであり、和解や修復というテーマに直面しつつある社会が暴力をどう扱うのかについての関心があった。1990年以降、急速に、和解という言葉をシンボルにして語られる一連の社会的な取り組みがあることと脱暴力への臨床実践の内実を知りたかった。さらにそれと相補的にすすんでいるナラティブセラピーの発展も学びたいと思った。そしてなんといってもオーストラリアは修復的司法のアイデアが生成したところでもある。

その2004年はオリンピックの年であった。アテネが開催地だった。2000年に開催されたシドニー・オリンピックのことが現地では回顧されていた。アボリジニとの共生を意識した大会であったと記憶がよみがえる。オリンピックのロゴマークにはブーメランが意匠されていた。そして開会式のクライマックスはアボリジニと白人との和解を象徴していた。アボリジニの代表とし

ての女子アスリート、フリーマン Cathy Freeman の勇姿が目立った。彼女は陸上女子四百メートル決勝で優勝した。アボリジニ民族の旗とオーストラリア国旗を手にしていて。国内の聖火リレーの出発はアボリジニの聖地であるウルル (エアーズロック) だった。そして、オリンピック発祥の地ギリシャに戻るための2004年聖火リレー国際ルート最初の走者は彼女だった。そのフリーマンは、盗まれた世代といわれる白豪主義の親子分離主義政策の犠牲者の末裔である。

この政策の反省は、Peter Read (ピーター・リード) という若い研究者の指摘が契機になっている。彼は、The Stolen Generations - The Removal of Aboriginal Children in New South Wales 1883-1969 と題した報告書を1981年にまとめた (『盗まれた世代 - ニューサウスウェルズにおけるアボリジニの子どもたちの移住について』。このタイトルで検索すればWebから簡単に入手できる)。オーストラリアの歴史の暗黒の部分を知るみにだした研究である。この政策はアボリジニを白人化する取り組みだったと結論づけた。アボリジニ的な生活様式を放棄させ、白人のように行動させるための政策が組まれた。アボリジニ民族の絶滅にむかう「品種改良」のためのジェノサイドだったという。1969年まで持続していたというから当時の子どもたちはまだ若い (しかし寿命が短いため若いけど、若くない)。

強制的な親子分離の典型例

親子分離政策は、アボリジニ家族がネグレクト状態にあり不適切な養育しかしていないという独善的な評価を前提にしている。

1950年代の「子ども保護」の典型事例として七人の子どもの家族の物語を紹介している。

まず、アボリジニ保護委員会がその家族を訪問する。視察官と執行官のリストに記載された子どもたちを点検した。調査の結果、保護の必要性ありと判断され、病院に八日間いた。その後バスにのり移動したが、家族の誰ひとりとしてどこにつれていかれたのかさえ知らされていない。さよならもいえず、突然、家族をなくした母はショック状態に陥った。回復できない傷となる。数ヶ月間、子どものことは情報なしだった。後にシドニーの白人家族の家政婦として長女は措置されたと聞く。母親はクリスマスのプレゼントを買い、シドニーに行った。母はその住所をみつけだし、家にたどり着いたが、そこに子どもはいない。どこに行ったのかもわからないという。何の情報も得られない。失意の中、母は村に帰った。その間、夫はアルコールに浸っていた。さらにその後2年間、何の連絡もない。最後に分かったことは、子どもの一人は死亡(公的記録では結核)、二人目の子どもは白人と結婚し、子どもをもうけた。3人目は7歳までいた施設の名前までわかったがその後は音沙汰なし。4人目と5人目は不明。単に消え失せたという記録のみだ。6人目は家に帰る。現在、20歳。アルコール依存症で過去を語りたがらない。7人目の少女が家に帰り、子どもをもうけたがその子も生後2週間で保護された。その子どもとは二度と会うことはなく、二世代かけてその犠牲者になったという悲劇の反復である。今はコミュニティで結婚し、生活している。しかし帰ってきた子どもが30歳になっても成人としての成熟はできていない。悪夢

に悩まされているという。その子どもは両親、特に母親を恨んでいる。強制的に保護されたことに責任があるという。子どもたちはなんともできない事態のなかでコントロールできない暴力をふるい、アルコールに依存していく。稼ぎの少ないなかでギャンブルもする。

アボリジニ保護の名の下に実施された政策

虐待から子どもを守るという理由は、しかし実際は逆である。引き離された子どもはいたるところで虐げられた。白人の里親からはしつけだといって体罰を受け、雇用主も厳しい。保護の理由は、調査の時にみた子どもの状況である。アボリジニの母親は奔放な子育てをすると判断された。その時の母は七人の子どもを祖母に託して休みをとっていた。祖母はその母親がしているように食事の保護を申請した。子どもの利益のためにだ。六人の子どもに二つのベッドしかないのは貧しいからだ。スーツケースのなかで食料を保存していたことも悪い環境だと判断された。荒れ地のような家の周りも環境が悪いことになる。視察官が質問した。「これでは十分な居住ではないですね」と。そうかもしれないという返答は、分離への家族の同意として記録されていく。

強制移住させられた子どもの心理的トラウマも複雑である。大半は乳児の時から分離されている。施設をでて白人の家庭に入った場合の問題もある。白人のような行動と態度が肌の色を乗り越える、あるいは白人としての自己像形成の努力は自尊心を高めると子どもたちは育てられた。白人文化の優越性を洗脳されたアボリジニの子どもたちは、アボリジニの血を途絶えさせる目的をもつこの政策の犯罪性を理解すること

はできない。アボリジニを冒瀆し、その尊厳を奪う政策であることにこうして巻き込まれていく。分離の結果、口を閉ざす子どももいる。子ども時代を適切に過ごしていないこと、あるいは子ども時代の喪失の後への影響が大きくなる。養育力欠如、子どもをもつことそれ事態の回避、大人となった自分の不適応問題や自尊心の欠如、フラッシュバックする記憶、民族と歴史の否定に悩むこととなる。

和解への道

この強制的親子分離政策は盗まれた世代として定式化されていく。その支援団体「盗まれた世代連合 (Stolen Generation Alliance)」の推計では「盗まれた世代」はオーストラリア全体で5万5000人にのぼるとされる。子どもの強制隔離をジェノサイド行為だとした1997年のオーストラリア政府「人権・機会均等委員会(Human Rights and Equal Opportunity Commission)」の報告書は、先住民の子どもの3人に1人が隔離されたとしている。

こうした社会の認識の変化は相当な努力の結果である。まずは、アボリジニの尊厳の回復にとってオーストラリアの大地は誰のものかということが変化を促進させた。1972年のホイットラム労働党内閣は発足時、土地の返還を求めるアボリジニの要求に応えるために、一握の土を民族に返すという儀式を行った。オーストラリアが国としてこの土地問題に取り組んだのは、1992年6月の「マボ判決」である。最高裁判所は、トレス海峡の島に住むエディ・マボに対し、先祖伝来の土地の返還を認めるという判決を下した。初めて、部族の土地所有権を認めたのである。さらにこの判決を連邦法が

追認した。画期的であった。何故なら、これまでオーストラリアは「無主地」、つまり無人の土地と定義されてきたからである。歴史を書き換えることになった。

さらに、1992年、当時のキーティング首相が強制的な分離政策の事実を認めた。1995年、連邦政府は「盗まれた世代」についての全貌を把握するように「オーストラリア人権と機会均等委員会 (Australian Human Rights and Equal Opportunity Commission)」へ要請した。この委員会は“Bringing Them Home” (『子どもたちを家に帰す』) という600頁にわたる報告書を作成した(1997年4月)。この報告書は分離された人々の丁寧な聞き取りを実施し、ライフストーリーをもとにした読み応えのあるものだ。このタイトルで検索すれば入手できる。ナラティブセラピーのいう「ドミナント(支配的)なストーリーの書き換え」作業である。こうした努力の後、謝罪や和解のための活動が数多く実施されることになる。

しかし一筋縄ではいかず振り子が逆にふれる。2000年4月、保守政権であるハワード内閣は「親から無理矢理に分離されたアボリジニの子どもたちは僅かである。なかには必要性のある家族もいた。だからこれは世代と呼ぶほどのものではない」とした。市民は反発し、デモ行進がシドニーのハーバー・ブリッジ上で繰り広げられた。20万人のアボリジニや白人が集まったという。2000年のシドニー・オリンピックでアボリジニのリーダーや選手が自らの権利を世界中に訴えていく背景ともなった。

ようやく、2008年2月13日、オーストラリア政府は「盗まれた世代」政策に関して初めて公式に謝罪した。ラッド首相が政

府および国の代表として議会で謝罪したのである。

しかし先にあげたような数々の社会病理現象としてなおアボリジニ社会は傷跡を残している。文化的トラウマ、トラウマの世代間連鎖などとも呼ばれることもある。社会性を色濃く帯びた社会臨床的な課題はオーストラリアのアキレス腱でありつづけている。

二つの映画ー『裸足の 1500 マイル』と『サムソンとデリラ』のこと

以前、盗まれた世代のことを描いた映画、『裸足の 1500 マイル』（監督・製作：フィリップ・ノイス／2001 年／オーストラリア／1931 年）を紹介した。西オーストラリア州のアボリジニ保護局長ネビルは混血アボリジニの三人の子どもを家族から強制的に引き離し、施設に入れた。混血児を白人の社会に吸収していくためにである。西オーストラリアを南北に分かつ 5000 マイルにもなる 2 本の「ウサギよけの柵」を建設した白人男性が現地のアボリジニ女性に孕ませた混血児が存在したことがこの計画のひとつの源泉でもあるという。映画のなかで「混血児を文明化する、これがその答えだ。人種交配も三代で肌の黒さは消滅する。白人文化のあらゆる知識を授けてやる。野蛮で無知な原住民を救うことになる」とネビルが力説する場面が描かれている。

三人の少女は収容施設を抜けだし、その柵沿いに歩き続け家族のもとに帰ろうとする。彼女らを追跡するのもアボリジニ男性（この男性は最後に追跡を止めるがその際に微笑む姿が印象的だ）。逆に逃げる途中で優しいアボリジニにも出会う。同じように収容施設を終えたあとに白人家庭でメイド

として働く女性にかくまってもらうが、彼女はその家の家長にレイプされる。そうして生まれた子どももまた隔離させられていく。つまり、混血化を重ねることによる白人化とは白人男性のレイプを前提としていた、あるいは無責任なセックスを是としていたことになる。親子強制隔離政策はこうした意味でも罪深い。

さらに紹介しておきたいのは現在のアボリジニの若者を描いた『サムソンとデリラ』（2009 年／オーストラリア映画／ワーウィック・ソーントン監督）という映画である。その舞台は中央砂漠地帯の小さなアボリジニの集落である。祖母とその少女は点描画で生計を立てている。街で祖母の絵は高価な値をつけているが自ら手にするのはわずかであり、搾取がクリアに浮かびあがる。その祖母には持病があるが薬や医者を嫌う（これも押しつけ型の医療を嫌悪する記号である）。祖母を看病して暮らす少女と、仕事がなく、きょうだいや家族からも白眼視されている青年が恋をする。彼はいつもガソリンの揮発成分を吸引している。若者に広がっている「ペترول・スニッフィング（ガソリンの揮発物質の吸引）」である。二人は中央砂漠の中心都市であるアリススプリングスにでる。スーパーマーケットで万引きし、飢えをしのぐ。橋の下でホームレス生活をする。少女はレイプされ、交通事故にあい、傷を負う。過酷な試練にアボリジニの現在が重なる。

「サムソンとデリラ」は聖書にでてくる話である。サムソンは破壊的な底力をもった強い男性、デリラはそれをうまく現実社会に着地させる役割をもつ。復讐の物語としてサムソンは最後にそのパワーを暴力で表現する。しかしこの映画で描かれている

アボリジニのサムソンは、その秘めた力を復讐の殺人劇にはしない。「君にはまだ発揮できていない未知なる力がある。アボリジニの将来は確実にその力のようにして潜在的にあるのだ。しかしそれを暴力で発揮してはいけない。和解の世代として異なる役割を果たせ。」という監督のメッセージがこのタイトルにこめられているように思えた。「目には目を、歯には歯を」ということでは、暴力が増幅していくだけである。聖書以降、その繰り返しだったのではないかと文明への批判も込められている。けれどもそうした意味でのサムソンの力はまだ発揮できていない。和解をすすめることを期待される若い世代にとって、将来に禍根を残すことになる暴力は振るえないことはわかっている。アボリジニ青年は別のかたちでその魔力を発揮すべきなのだ。しかしまだ方策は見いだせていない。吸引していたガソリンを棄てるデリラが象徴的である。暴力ではない和解と自立の方策が模索されていくだろうことを暗示して二人のコミュニティでの暮らしがはじまる。未知の力に未来に託した監督のメッセージでもある。

これらを起点に対人援助や支援とは何かを考える

この夏、8月5日から9日まで、「第16回国際犯罪学会」が神戸ポートアイランド・国際会議場で開催された。大規模な学会だったので全体がどうなっているのか俯瞰しにくい。修復、回復、治療という視点から犯罪や非行等の逸脱行動への対応をすべきこと、そうした見地から刑事司法のあり方を考え直そうとする発表やシンポジウムが目立った。とはいえ、学会なので、狭い意味でのディシプリンはやはり蝟壺的

に強固であり、犯罪と非行の将来を考えるという全体の主題の学際性と、個々の研究者がもつ狭い専門志向は水と油のようにしてあった。せめて、私たちは対人援助と支援の未来を構想するにあたり、学問の縄張り争いだけはしたくない。

日常から逃れて学問動向を集中的に摂取しようと、私はその学会にへばりつくように参加していた。ずいぶんと有益な話ができ、新たにつながりもでき、また旧知の研究者や司法領域の実践者と交流できた。そのことはおいおい記していくこととするが、なかでも、個人の問題と社会の変容の両面を考えるとこの社会臨床の立場からすると、修復や回復と、それをささえる新しい枠組みを形成することの重要性を改めて感じるが多かった。3.11を体験した日本で開催されたということの、復興や復旧にかかわる意味も大きく存在感をもっていたこともあるが、被害と加害のかかわりを問う、あるいは被害と加害の連鎖を扱う、そしてそれらをなくす方策を探るための、謝罪、反省、熟慮、和解、回復、治療の具体的な制度、実践、臨床のあり方に関して、いくつかの結節点をもとにして、方向性を帯びた像が線のようにして結びつき、可視化されつつあることの確認が、私なりできたことがとても実り多かった。

また、かかわりのある「奈良ダルク」(薬物依存症の治療共同体)の6周年記念講演のために来日していた「アミティ」(アメリカの治療的共同体)の代表を務めるナヤ Naya と再会した。そして、私が加害者リハビリの理論的モデルにしていたニュージーランドのトニー・ウォード Tony Ward の研究仲間であるアンソニー・ビーチ Anthony Beech (イギリス・バーミンガム大学の司法

臨床心理学者)と性犯罪者処遇の新しい動向の話をしてしながら学会の合間をぬって京都の禅寺を周った。イギリスでは「サークル」という性犯罪者の新しい社会復帰の取り組みが広がっているという。その彼と話をしながら、少年刑務所で取り組む性犯罪者処遇のための認知行動療法的なプログラムの「限界」を日頃感じていたが、それに何を接ぎ木すればよいのかの方向性を模索できた。

また、かねてよりとりくんでいる大阪の児童相談所の「家族再統合」の具体化のためのファミリーカンファレンスを開催し、虐待を乗り越える家族づくりに虐待当事者も参加し、子どもの利益をめざして自ら決める再統合の実践にむけた取り組みが複数の家族を対象にして進んだことも、流れとしては間違っていないと思えた。これらはこの連載で紹介していきたい。

海辺のカフカ少年とアボリジニのサムソン

この連載では「臨床」という言葉を用いているが、内実としては回復の場をつくり、そこに臨むということなので、「臨場」という言葉がふさわしいと考えているのはこうした文脈によるからである。暴力と虐待の加害者向けのグループワークはそうしてできた。依存症者たちのダルク、断酒会にも出かける。家族のやり直しにむかって脱虐待の関係性の輪ができる。別に紹介しようと思っているイギリスの「サークル」も同じ原理である。これらを集めると、世界中で、わりと共通した取り組みがあり、いいものはどこでも定着しつつあることを感じた。

オーストラリアにいたときに、観光で中央砂漠にある「エアーズロック」にいった。

アボリジニたちが「ウルル」と呼ぶ聖地なので登らないことを希望すると書かれていた。だから多くの観光客は登らない(外国からの観光客の多くは日本人である)。アボリジニが活躍するアートとスポーツもよく目についた。しかし他方で、ここで紹介してきたような厳しい生活の現状があり、そしてだからこそ通例の支援、臨床、援助では十分に対応しにくい事への、概念、視点、発想を大胆に組み替えるべきことを示唆してくれる問題群があることの理解をすすめたいと思う。そのために、とりあえず、「臨床の知の脱植民地化」である。具体的な場づくりをとおして回復の事例を積み重ねるしかないのだろう。そうした類似の経験が交流できればよいのではと思った。

15歳のカフカ少年は自ら荒野に飛び出した。アボリジニのサムソンは未知なる力を秘めて荒野で暮らす。二人はこうして重なった。これまで有効に生きてきた人間がつくった柵はどうすべきなのか、いったんつくった柵のなかで生きてきた私たちはどうすべきなのか、柵のなかでできた支援の「思考と概念」をもってしまった臨床の知はどうあるべきなのか、しかしその荒野にも暴力が溢れていることをどうすべきなのか、社会臨床の視界として考えていきたい話題が豊富にある。

なかむらただし(社会臨床学)